「病児保育室 ピッピ　利用規約」

第１条（目的）

病時期または病気回復期であり集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域社会の医療促進および育児支援を目的とする。

第２条（看護保育の方針）

医師、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育に当たり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

第３条（病児保育の対象）

1)病児保育が利用できる人は，以下のいずれにも該当する場合である．  
①東松山市内に住所があること（市外の方も別料金にて利用できる）  
②保育所・家庭保育室・幼稚園・小学校に通っている満6ヵ月以上，小学3年生以下の児童であること  
③入院して治療をする必要はないが，安静が必要な状態であること  
④病気のため集団保育が困難で，両親の仕事などで家庭での療養が困難であること

２）定員は原則4名とする。

３）別途保育料にて東松山市外に住所のある児童についても受け入れが可能である

第４条（利用方法）

1. 利用時間は次のとおりとする。

月火水金：午前9:00～午後5:00 　土：午前9:00～午後3:00

（休室日：木曜、第４土曜日、日曜、祝日、ほしこどもおとなクリニック休診日）

２）予約は次のとおりとする。

①利用日前日の午後6時までに来室または電話にて予約をする。

（月曜日の予約は土曜日午後３時までとする）

②利用日当日の予約は、８時から開始する。定員に余裕があるときに限り受け付ける。

　定員いっぱいの場合はキャンセル待ちとして当日にこちらから連絡する。

③予約のキャンセルは利用日当日の午8時から8時15分までとする。

1. 利用申請は次のとおりとする。
   1. 事前に市に登録する。「病児・病後児保育利用者登録票」

②利用日当日に、「病児・病後児保育利用者申請書」、「（医療機関からの）連絡表」を提出、本利用規約を受付に提出する。

第５条（利用料金等）

利用料金は1日2,000円である．市外児童の保育料は3,000円である．その他，おやつ持参でない場合にはおやつ代200円を申し受ける．オムツなどの必要な身の周りの物は各自で用意すること。また、用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う。また使用後のオムツは退室時に持って帰ることとする。

第６条（料金支払方法）

利用料金等・診察料は、児童の預け入れが終わったあとほしこどもおとなクリニックの窓口にて清算とする。追加料金が発生した場合退室時に清算する。

第７条（秘密保持）

当保育室に従事する職員は、本契約に基づく業務におけるやり取りで知り得た児童・保護者及びその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き許可なく第三者への提供はしない。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとする。

第８条（補償制度）

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことができない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第９条（利用制限）

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

①児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。

②暴風警報、地震注意情報などが発令され保育が困難なとき。

③感染の流行により他の児童への影響が高いとき。

④本保育室の保育方法、医師の回診に同意しないとき。

⑤本利用規約に従わないとき。

第１０条（保護者の義務）

児童の保護者は、本保育室を利用する間、「利用申込用紙」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。連絡を受け取ることができなかった場合、併設のクリニックにおいて医療措置を受けることに包括的に同意する。また、さらに治療が必要になった場合、他の医療機関にお子様を搬送して医療措置を受けることについて同意する。

第１１条（本契約に定めのない事項）

保護者および当保育室は、信義誠実を持って本契約を履行するものとする。ただし、本契約に定めのない事項およびその解釈に疑義の生じた事項については、児童福祉法・保育所保育指針、認可外保育施設指導監督基準等、医療法などの法令の定めを尊重し、保護者と当保育室が誠意を持ってこれを協議の上、都度決定するものとする。

第１２条（規約の変更）

本規約の変更は当保育室が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解し承認したうえで利用申請をします。

平成 　　　年 　　　　月 　　　　日 　　　　　　　保護者 署名欄